

平成26年3月26日
那覇地方裁判所

合 意 書

- 1 検査部及び輸血部の部長は、各部における職員の配置、各部間の人事交流を公正に行う。
- 2 検査部及び輸血部の部長は、同各部の職員が、相互に、円滑な連携や意見交換、意思疎通を行い、良好な関係を築けるよう配慮し、努めなければならない。
- 3 (1) 検査部及び輸血部の部長は、定期的に、検査部の各検査室に配置された主任臨床検査技師（以下「主任技師」という。）及び輸血部に配置された主任技師を招集した合同会議を開催し、各主任技師を通じて、検査部及び輸血部の管理運営、人事、過誤やハラスメントの防止、検査システムの導入・変更等の企画・立案、新入職員の研修、学生に対する教育指導等、検査部業務及び輸血部業務に関係する事項について、各職員から意見や情報を収集するとともに、各職員に対し上記事項に関する情報提供を行う。
(2) 上記合同会議については、各検査室または輸血部に複数の主任技師が配置されている場合には、少なくともその1名が出席するものとし、主任技師が差し支えるときは、当該主任技師が指名する者を充てる。また、各検査室または輸血部に主任技師が配置されていない場合には、当該検査室または輸血部に所属する職員の中から当該部の部長が指名する者を充てる。
(3) 同各部の部長は、上記合同会議の目的に照らし、適宜協議し、その運営方法等について検討・改善を図るものとする。
- 4 検査部及び輸血部の部長は、必要に応じ、同各部の全職員を招集した各部毎の会議を開催し、意見交換を行う。
- 5 検査部及び輸血部の部長は、合議の上、必要に応じ、両部の全職員を招集した合同会議を開催し、意見交換を行う。
- 6 琉球大学並びに検査部及び輸血部の部長は、技師長、副技師長及び主任技師の各選考を、定められた手順に則り、適正かつ公正に行う。
- 7 琉球大学並びに検査部及び輸血部の部長は、検査部の各検査室及び輸血部にできる限り主任技師を配置するよう努める。
- 8 琉球大学は、学生に対する講義や実習指導の担当者の選考を、定められた手順に則り、適正かつ公正に行う。

- 9 琉球大学は、検査部及び輸血部の業務時間外の検査業務について、平成26年10月1日までに、同各部の女性医療系職員（臨床検査技師）を夜勤に組み入れる。なお、その細則については別途定める。
- 10 琉球大学は、一般検査室と外来採血室との間に設置されている仕切り壁を本和解が成立した日から2週間以内に撤去し、上記仕切り壁に代えて、高さ150cm程度の仕切り壁（上部50cm程度が磨りガラスになっているもの）を設置するとともに、外来採血室側から一般検査室側に向かって右側部分（安静採血用のリクライニング椅子が設置されている部分）にU字型の間仕切りカーテンを設置する。

なお、設備の納品までに時間を要するなど、上記期限までに設置ができない正当な理由がある場合には、納品後すみやかに上記の撤去及び設置を行うこととする。

また、琉球大学は、上記変更の細部について、患者の安静確保に配慮しつつ、一般検査室職員及び外来採血室担当職員に意見を求める。
- 11 琉球大学は、ハラスメント等の調査について迅速かつ適正に実施することを約束するとともに、ハラスメントの防止について、厚生労働省及び文部科学省等の関係各省庁が示した通達その他の指針等に則り、また、他大学の指針等も参照して、調査期限の設置や調査結果の説明を含めた規定の整備及び防止策の策定に努める。
- 12 琉球大学は、検査部及び輸血部の全職員に対し、本合意書の内容を周知する。

以 上